

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	在外邦人等の輸送に係る自衛隊法の一部改正 －自衛隊法第 84 条の 4 改正に関する国会論議－
著者 / 所属	今井 和昌・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447 号
刊行日	2022-7-8
頁	59-73
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220708.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

在外邦人等の輸送に係る自衛隊法の一部改正

— 自衛隊法第84条の4改正に関する国会論議 —

今井 和昌

奥利 匡史

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 在外邦人等の輸送に係る法整備の経緯
3. 第208回国会における法改正の内容と国会論議
4. おわりに

1. はじめに

外国における災害や騒乱その他の緊急事態に際して、在外邦人等を安全な地域に退避させる必要が生じた場合、政府は、まずは商用定期便が利用可能なうちに退避するよう勧告し、商用定期便での出国が困難な、あるいはそれだけでは不十分な状況に至った場合には、民間チャーター機の活用、当該国政府や友好国からの退避のための協力の確保、自衛隊の輸送手段の使用など、最も迅速かつ安全な手段を選択することとしている。

第208回国会（2022年の常会）において、自衛隊による在外邦人等の輸送任務を規定する自衛隊法第84条の4の改正が行われた。同改正は、2021年8月に実施された自衛隊による在アフガニスタン邦人等輸送事案（邦人1名及び外国人14名を自衛隊機により退避）の経験等を踏まえ、①主たる輸送対象者の拡大、②輸送を行う際の要件である輸送の安全に関する規定の修正、③政府専用機の使用を原則とする規定の削除等を行うものである¹。また、改正自衛隊法が2022年4月20日に公布・施行されたことを受け、同月22日に在外邦人等の輸送に係る新たな運用指針が閣議で決定された。

本稿では、在外邦人等の輸送に係る法整備の経緯を概観した上で、第208回国会における自衛隊法第84条の4の改正内容と国会論議を紹介することとしたい。なお、本稿における

¹ 在アフガニスタン邦人等輸送事案を含めた法改正の経緯、内容等の詳細については、紙幅の関係上、今井和昌・奥利匡史「自衛隊による在外邦人等の輸送の要件等の見直し—防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要—」『立法と調査』No. 444（2022. 4）18～29頁を参照されたい。

肩書、名称等はいずれも当時のものである。

2. 在外邦人等の輸送に係る法整備の経緯²

(1) 1994年11月の法整備

1992年4月に「緊急時における在外邦人救出のための輸送」を使用目的の一つとする政府専用機が総理府から防衛庁へ移管された³ことを契機として、政府は第128回国会（1993年の臨時会）に自衛隊法一部改正案を提出し、第131回国会（1994年の臨時会）において同法が改正された。これによって自衛隊の一般的・恒常的な任務として在外邦人等の輸送を規定する第100条の8が新設された（1994年11月施行）（資料2参照）。

同条では、「外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人」が輸送対象者として規定され、邦人と同様の保護を要する外国人については「同乗させることができる」とされた。

また同条では、外務大臣及び防衛庁長官が、輸送の安全について協議し、これが確保されていると認めるときに、在外邦人等の輸送を行うことができる旨が規定された。政府が第128回国会に法案を提出した際に閣議決定した運用指針（1993年11月5日）（資料3参照）では、「派遣先国の空港及び航空機の飛行経路において、在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないものとする。」とされた。この「輸送の安全」要件は、政府が第123回国会（1992年の常会）に提出し第126回国会（1993年の常会）で審査未了（廃案）となった当初の法案（資料2参照）には規定されていなかったものであり、治安や秩序が乱れ危険が存在する外国に自衛隊を派遣することの是非が国会審議で争点となったことなどを踏まえ、連立与党内の調整等を経て法文に追加されたものである。

さらに同条では、在外邦人等の輸送は原則として政府専用機により行うとした上で、現地空港施設の状況、輸送対象者の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、自衛隊の輸送機を使用することができる旨が規定された。先述の第123回国会提出法案では輸送機種を限定せず単に「航空機」と規定するのみであったが、護衛のための戦闘機を派遣する可能性が国会審議で争点となったことなどを踏まえ、連立与党内の調整等を経て法文に追加された。加えて、上記の運用指針（1993年11月5日）では、「いかなる場合においても、戦闘機は使用しない。」と明記された。

なお、第131回国会における自衛隊法改正では、在外邦人等の輸送に従事する自衛官の武器使用権限は規定されなかった。上記の運用指針（1993年11月5日）では、「在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないこと

² 主な経緯の一覧については資料1参照

³ 1987年5月、各国の例に倣い政府専用機を保有することが決定され、総理府において当機の購入及び所要の基盤整備が行われた。その後、所要の運用基盤が整備されつつある状況を踏まえ、政府専用機検討委員会（委員長：石原信雄内閣官房副長官）での検討の結果、防衛庁のみが政府専用機のような大型機の管理・運用に係る能力を有するとの判断に至り、1992年4月1日より同庁に所属替えすることが決定された。また、政府専用機の使用目的については、主として内閣総理大臣等の輸送の用に供することのほか、①緊急時における在外邦人救出のための輸送、②国際緊急援助活動実施のための輸送、③国際平和協力業務実施のための輸送、④その他内閣総理大臣が必要と認めた輸送とされた（1991年10月18日政府専用機検討委員会決定）。

から、戦闘機による護衛を行うことはなく、また、派遣先国内において、在外邦人等の生命、身体、当該輸送に係る航空機等を防護するために、武器を携行し、使用することはない。」とされ、自衛隊法第95条（自衛隊の武器等の防護のための武器の使用）の規定を適用しないことが示された。他方、在外邦人等の輸送のために使用される自衛隊の航空機内における不測の事態に備えて自衛隊法第96条（部内の秩序維持に専従する者の権限）に基づき自衛官が携行する武器は、拳銃に限るものとする旨が明記された。

（2）1999年5月の法改正

1993年の北朝鮮核開発計画をめぐる米朝間の軍事的緊張や、1996年の台湾初の総統直接選挙の前後にかけて中国による台湾近海での軍事演習が相次いだことによる軍事的緊張を受け、政府部内において、日本周辺地域における事態に際しての在外邦人等の輸送を含む対応策（緊急事態対応策）の検討が行われた⁴。その結果、①在外邦人等の輸送手段に自衛隊船舶を加え、②在外邦人等の輸送を行う場合の安全性の確保の在り方について特に検討を深めていく必要があるとされた⁵。また、日米間でも、アジア太平洋地域において不安定性及び不確実性が依然存在しているとの認識の下、より効果的な日米防衛協力関係を構築する観点から、1997年9月の日米安全保障協議委員会において新たな「日米防衛協力のための指針」が了承された。同指針においては、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力分野の一つとして「非戦闘員を退避させるための活動（NEO：Non-combatant Evacuation Operation）」が挙げられ、日米両国が、まず自国民の退避を実施し、他国民の退避に協力するとの考え方が示された。

以上を踏まえ、第145回国会（1999年の常会）において自衛隊法の改正が行われた（1999年5月施行）（資料2参照）。同改正では、在外邦人等の輸送手段として新たに船舶及び当該船舶搭載のヘリコプターが追加された。他方、政府専用機の使用を原則とする考え方は維持され、同改正を受けて閣議決定された運用指針（1999年5月28日）（資料3参照）では「いかなる場合も戦闘機は使用しない」旨の規定が維持された。

また同改正では、輸送の職務に従事する自衛官が、自己若しくは自己とともに当該職務に従事する隊員又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができる旨の規定が新設された（いわゆる自己保存型の武器使用）。これは、「輸送の安全」が確保されている場合であっても、緊急事態であるがゆえに生じ得る不測の事態に対して、隊員又はその保護の下に入った在外邦人等の生命等を防護するための必要最小限度の武器の使用が必要であるとの検討結果に基づくものである⁶。上記の運用指針（1999年5月28日）では、この自己保存型の武器使用のために自衛官が携行する武器については「拳銃、小銃又は機関銃に限る」とされた。さらに、

⁴ このほか、大量避難民対策、沿岸・重要施設の警備等、対米協力措置（施設・区域面での協力や米軍に対する後方支援）等の検討項目について、関係省庁間で検討が行われた（防衛庁『平成9年版防衛白書』225頁）。

⁵ 七澤淳「ガイドライン法関連③ 緊急時の邦人輸送に自衛隊船舶等を追加、武器の使用も可能に」『時の法令』1602号（1999.9.30）34頁

⁶ 第145回国会衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会議録第5号30頁（1999.4.1）野呂田芳成防衛庁長官答弁

「派遣先国内において、使用航空機等を防護するために自衛隊法第95条に基づき当該使用航空機等の外で自衛官が携行する武器は、拳銃、小銃又は機関銃に限る」とされ、自衛隊法第95条の規定を適用することが明示された。

（３）2007年1月の法改正

自衛隊法第3条第1項は、自衛隊の任務について「我が国を防衛すること」を「主たる任務」とし、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」と規定している（本来任務）。他方、在外邦人等の輸送任務は、同法第8章（雑則）に規定される「付随的な業務」として位置付けられていた（自衛隊法第100条の8）。この点、在外邦人等の輸送は、国民の生命又は財産の保護を含めた公共の秩序の維持の観点から重要な活動であることから、第165回国会（2006年の臨時会）において、同任務規定を同法第6章（自衛隊の行動）に、同権限規定を同法第7章（自衛隊の権限）にそれぞれ移行し、在外邦人等の輸送を自衛隊の本来任務として位置付ける自衛隊法の改正が行われた（2007年1月施行）。

同改正は、防衛庁の省移行及び国際平和協力活動等の本来任務化に併せて在外邦人等の輸送に係る規定の条文番号の変更（第84条の3、第94条の5）等を行うものであり、任務・権限内容の変更は行われなかった。

（４）2013年11月の法改正⁷

2013年1月にアルジェリアにおいて発生した邦人に対するテロ事件（自衛隊は邦人7名及び邦人9名の御遺体を輸送）を受け、政府は検証委員会を設置し、テロや騒擾事件等の緊急事態における在外邦人等の保護の在り方等に関する検討を実施した。同委員会は、派遣先国政府による邦人等の陸上輸送などが期待できない場合に対応できるよう現行法制の検討が必要であること、保護邦人の家族その他の関係者などの輸送対象者の範囲について検討する必要があること等を提言した。また、自由民主党及び公明党の「与党・在外邦人の安全確保に関するプロジェクトチーム」は政府に対し、車両による陸上輸送の追加、「輸送の安全」要件の検討、武器使用権限の修正、輸送対象者の明確化などを要望した。

以上を踏まえ、第185回国会（2013年の臨時会）において自衛隊法の改正が行われた（2013年11月施行）（資料2参照）。同改正では、在外邦人等の輸送の実施に伴い必要となる者（日本政府関係者、企業関係者、医師等）、及び輸送対象者である邦人等に早期に面会若しくは同行させることが適当と認められる者（家族等の関係者）を新たに同乗させることができる者として追加することとされた。

また同改正では、「輸送の安全」要件について、従前の「防衛大臣は、（中略）当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる」との規定が、「防衛大臣は、（中略）当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる」との表現に改められ

⁷ 詳細は、沓脱和人「自衛隊による在外邦人等の陸上輸送－自衛隊法の一部を改正する法律案－」『立法と調査』No. 347（2013.12）34～43頁を参照されたい。

た（下線筆者）。これは、民間機が行けるような全く危険のない場所にしか自衛隊が派遣されないといった誤解を招きかねない旨の指摘を踏まえ、現地に危険が存在する場合でも危険に対する方策を講じた上で安全に輸送するといった趣旨を明確化するものとされた⁸。

さらに同改正では、政府専用機の使用を原則とする考え方を維持しつつ、在外邦人等の輸送手段として車両を追加することとされた。同改正を受けて閣議決定された運用指針（2013年11月29日）（資料3参照）では、いかなる場合も戦闘機は使用しない旨の規定が削除された。

なお、同改正で輸送することのできる者の範囲の拡大及び車両による輸送の実施に係る規定が追加されたことを踏まえ、自衛官が武器を使用して防護することができる対象者を追加するとともに、自衛官が武器を使用することができる場所の範囲を拡大することとされた（武器使用権限は自己保存型のまま）。上記の運用指針（2013年11月29日）では、携行武器を限定する規定が改められ、「輸送対象者、輸送の職務に従事する自衛官等の生命又は身体を防護するために必要かつ適切なものとする」とされた。

（5）2016年3月の法改正

第189回国会（2015年の常会）においていわゆる平和安全法制⁹が成立し、2016年3月に施行された。これにより自衛隊法第84条の3（在外邦人等の保護措置）（後述）が新設され、在外邦人等の輸送に係る規定は同法第84条の4とされた（条文番号の変更のみ）。

3. 第208回国会における法改正の内容と国会論議

（1）輸送対象者の拡大

従前の自衛隊法第84条の4の下では、現地に主たる輸送対象者である邦人がいない場合に、専ら外国人のみを輸送することを目的として自衛隊を派遣することはできないものとされていた¹⁰。この点、2021年8月の在アフガニスタン邦人等輸送事案では、退避支援対象者とされていた者のうち邦人はごく少数であり、その大多数が在アフガニスタン日本国大使館及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の現地職員等（外国人）であった¹¹。

こうした点を踏まえ、第208回国会における法改正では、主たる輸送対象者である「邦人」の定義を拡大し、①邦人の配偶者又は子である外国人、②名誉総領事・名誉領事¹²、在外公

⁸ 第183回国会衆議院安全保障委員会議録第5号1～2頁（2013.6.4）黒江哲郎防衛省運用企画局長答弁

⁹ 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」。

¹⁰ 第145回国会衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会議録第11号12頁（1999.4.23）野呂田芳成防衛庁長官答弁

¹¹ 退避支援対象は、出国を希望した邦人1名のほか、大使館及びJICAの現地職員やその家族に加え、JICA主催の研修プログラム参加者で日本の大学に留学するために来日予定であった者など500名強のアフガニスタン人であった（第208回国会参議院外交防衛委員会議録第8号（2022.4.12）西永知史外務省大臣官房参事官答弁）。

¹² 名誉総領事・名誉領事は、外務公務員法第24条に基づいて任命され、日本の在外公館が設置されていない地域において、邦人保護活動や文化交流活動を行う際の支援などを行うことを職務としている。2022年3月現在、世界各地の90名が名誉総領事あるいは名誉領事に任命されている（外務省ホームページ〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/soryoji/index.html>〉）。（2022.6.21最終アクセス）

館の現地職員である外国人、③独立行政法人（JICA・日本貿易振興機構（JETRO）を想定）の現地職員である外国人を「邦人」の定義に含めることとされた（資料2参照）。

新たに主たる輸送対象者となる外国人を①～③の類型とした理由について防衛省は、「邦人の配偶者又は子など、日本国民と同視できる者については、日本国民と同様に、その生命又は身体の保護を行うために自衛隊を派遣し、輸送を行うことが適当である」、「在外公館やJICAの職員など、日本の政策に即して一緒に現地で汗をかいていただいた方々は日本国民と同様に救わなくてはならない」旨の考えを示した¹³。また、岸信夫防衛大臣は、本改正によって「(上記①～③に当てはまる)特定の外国人については、現地に邦人がいない場合であっても自衛隊を派遣して輸送を実施できるようになる」旨説明した¹⁴。

これに対し、例えば、上記②や③の外国人の配偶者及び子といった①～③の類型に当てはまらないその他の外国人の輸送についてどのように対応するのかが問われた。岸信夫防衛大臣は、その他の外国人についても「これまでどおり、主たる輸送対象者の同乗者として輸送することが可能である」と答弁した¹⁵。主たる輸送対象者となる外国人の範囲を更に拡大すべきではないかとの指摘もなされたが、防衛省は、在外邦人等の輸送任務が自衛隊法第3条の「公共の秩序の維持」と位置付けられ、これは治安を維持するのみならず国民の生命又は財産の保護という趣旨も含む概念であることから、主たる輸送対象者として①～③の類型以外の外国人の輸送を可能とする解釈は難しいとの見解を示した¹⁶。

また、①～③の類型に当てはまらないその他の外国人のみの輸送を実施しなければならない場合の対応についても問われた。岸信夫防衛大臣は、「今回の法改正により、主たる輸送対象者が拡大することを踏まえれば、今後、拡大した類型に属さない外国人のみの輸送が必要になる状況が生じる可能性は、現時点では想定されない」旨明言した¹⁷。他方で、その場合には、国際緊急援助隊法や国際平和協力法（PKO法）の規定に基づき自衛隊機を派遣することもあり得る旨の見解も示した¹⁸。

さらに、自衛隊法第84条の4の規定に基づき自衛隊の部隊等が派遣された後に、主たる輸送対象者が他国の支援等で既に退避（出国）していた場合に、当該部隊等がその他の外国人のみを輸送することができるのかとの点も問われた。防衛省は、「外務大臣や当該外国人の属する国からの要請があることを前提に、人道的な観点も踏まえ、必要に応じて輸送を行うことができる」旨の見解を示した¹⁹。

このほか、自衛隊法第84条の3（在外邦人等の保護措置）²⁰における「邦人」の定義につ

¹³ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号6頁（2022.3.15）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

¹⁴ 第208回国会参議院外交防衛委員会議録第8号（2022.4.12）

¹⁵ 第208回国会衆議院本会議録第9号3頁（2022.3.8）

¹⁶ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号23～24頁（2022.3.15）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

¹⁷ 第208回国会衆議院本会議録第9号4頁（2022.3.8）

¹⁸ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号23頁（2022.3.15）

¹⁹ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第2号15頁（2022.3.10）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

²⁰ 2016年3月に施行された平和安全法制による自衛隊法改正で同法第84条の3（在外邦人等の保護措置）が新設され、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。）を自衛隊の部隊等が行うことが可能とされた（邦人と同様の状況にある外国人の保護措置を行うことも可能とされた）。同保護措置の実施に当たっては、①当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩

いても本改正と同様に拡大すべきではないかとの指摘がなされた。岸信夫防衛大臣は、本改正による邦人の定義の拡大はあくまで同法第84条の4（在外邦人等の輸送）に係る整理であり、同法第84条の3の改正を行うことは考えていないとの見解を示した上で、在外邦人の保護措置は、領域国の同意を得て、当該領域国の統治権の一部である警察権を補完・代行し、自国民の輸送のみならず警護、救出、その他の保護のための措置を行うものであることから、同条における邦人の定義を本改正と同様に拡大し外国人のみの保護措置を行えるようにすることは、慎重な検討が必要である旨答弁した²¹。

（２）「輸送の安全」の規定の修正

従前の自衛隊法第84条の4第1項では、自衛隊による在外邦人等の輸送に際し、外務大臣から依頼があり、防衛大臣が「当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができると認めるとき」に行うことが要件とされていた（「輸送の安全」要件）。

この点、2021年の在アフガニスタン邦人等輸送事案をめぐっては、こうした要件によって自衛隊の派遣が遅れ、出国を希望していた大使館及びJICAの現地職員等を退避させることができなかつたのではないかとの指摘がなされた。岸田文雄内閣総理大臣は、「自衛隊法がオペレーションの障害になった事実はない」との見解を示す一方、「輸送の安全」要件に関して「自衛隊機の派遣について民間機と同程度の安全性が必要であるかのような誤解がある」として、その解消のために「自衛隊として予想される危険を回避するための方策を講じた上で派遣してきた実績を踏まえ、現行の規定を改正する」との意向を示した²²。

こうした考えの下、第208回国会における法改正では、同条同項の「当該輸送を安全に実施することができると認めるとき」との規定について、「当該方策を講じることができると認めるとき」と改められ、法文上「安全」という語が削除された（資料2参照）。

本改正をめぐり、自衛隊法第84条の4の規定から「安全」という語が削除されることでどのような影響が生ずるのかという点が問われた。岸信夫防衛大臣は「予想される危険を避けるための方策について、外務大臣と協議し、当該方策を講じた上で派遣を行うという点については従来と変更はない」との見解を示した²³。ここでいう「予想される危険を避けるための方策」について防衛省は、当事国又は第三国による管制・保安による飛行場の機能維持、飛行場に殺到する群衆の統制、日本の情報収集や関係国との調整による安全な輸

序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること、②自衛隊が当該保護措置を行うことについて、当該外国の同意があること、③自衛隊の部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること、の三要件いずれにも該当すると認められる必要がある。詳細は、中内康夫・横山絢子・小檜山智之「平和安全法制整備法案と国際平和支援法案一国会に提出された安全保障関連2法案の概要」『立法と調査』No. 366（2015.7）17～18頁及び同「平和安全法制関連法案の国会審議一4か月にわたった安保法制論議を振り返る」『立法と調査』No. 372（2015.12）22頁を参照されたい。

²¹ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号（2022.4.12）

²² 第208回国会衆議院本会議録第2号（2022.1.19）

²³ 第208回国会衆議院本会議録第9号9頁（2022.3.8）

送方法の選択（チャフ²⁴、フレア²⁵、防弾板等の自己防護措置を含む。）を挙げ、こうした方策を講ずることができることと認められれば、自衛隊による輸送の支障となるような危険を避けられると判断されるため、輸送を安全に実施することが可能である旨説明した²⁶。また、防衛省は本改正について、「自衛隊機の派遣について民間機と同程度の安全性が必要であるかのような誤解」が生じていたことを踏まえ、「緊急時の意思決定を迅速的確に行えるよう、予想される危険を避けるための方策を講ずることができることと認められることを防衛大臣の判断事項として明文化するものである」と評した上で、「今後も在外邦人等の輸送の実施に当たり、その安全をこれまでどおり確保する」旨明言した²⁷。以上の政府見解は、2022年4月22日に閣議決定された新たな運用指針に明記された（資料3参照）。

このほか、輸送の安全について判断する際の基準を明確にしておくべきとの指摘に対し、岸信夫防衛大臣は、「在外邦人等の輸送を行うに際して危険を避けるための方策については、具体的な状況に応じて総合的に判断していく必要がある」と述べた上で、「邦人の安全確保というそもそもの目的を達成するために引き続き万全を期す」との見解を示した²⁸。

（3）政府専用機の使用を原則とする規定の削除

従前の自衛隊法第84条の4では、在外邦人等の輸送手段については原則として政府専用機により行う旨規定されており、現地空港施設の状況、輸送対象者の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、自衛隊の輸送機、船舶、当該船舶搭載のヘリコプター及び車両を使用することができるとされていた。第208回国会における法改正では、政府専用機の使用を原則とする規定が削除された（資料2参照）。

この理由について、防衛省は、従前の規定が設けられた背景（1992年4月に政府専用機を防衛庁に所属替えしたことを契機として自衛隊法に在外邦人等の輸送に係る規定が新設されたこと、迅速性・航続距離・搭載能力等を考慮し当時は政府専用機の使用が主として想定されていたこと）について言及した上で、在アフガニスタン邦人等輸送事案²⁹を含めた輸送機（C-130、C-2）の使用実績の積み重ねにより、タラップなしで乗降が可能、最大輸送可能人員が政府専用機よりも多いといった、緊急時における輸送機の有用性が明ら

²⁴ 攻撃してくるミサイルの誘導装置などに対する欺まん装置であり、細かい金属片などを射出、散布してレーダ探知、捕捉を困難にさせるもの（防衛庁『平成14年版防衛白書』170頁）。

²⁵ 攻撃してくるミサイルの誘導装置などに対する欺まん装置であり、マグネシウムなどの金属粉末を射出、散布、燃焼させて赤外線探知、捕捉を困難にさせるもの（防衛庁『平成14年版防衛白書』170頁）。

²⁶ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号2頁（2022.3.15）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

²⁷ 同上

²⁸ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号（2022.4.12）

²⁹ 2021年8月の在アフガニスタン邦人等輸送事案では以下の4機が派遣された。まず、現地でピストン輸送を実施するための体制を速やかに整える必要があったことから、比較的航続距離が長く、輸送可能重量が多いといった特性を持つC-2輸送機1機が派遣され、誘導輸送隊等の要員や物資の輸送が行われた。その後、主にアフガニスタン近隣国の拠点とカブール空港の間で邦人等の輸送に従事する機体として、現地の体制が整うタイミングでC-130輸送機2機が派遣された。同輸送機は、アフガニスタンのカブール空港を利用する他国軍隊でも運用されており、故障時に部品の融通等を受けられるなど、補給や整備の観点から派遣された。さらに、近隣国の拠点に人員や物資を追加で輸送する必要が生じたため、近隣国の拠点まで短時間で進出することが可能な機体としてB-777政府専用機1機が派遣された（第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号（2022.4.12）深澤雅貴防衛省統合幕僚監部総括官答弁）。なお、在外邦人等の輸送においてC-2輸送機が導入されたのは在アフガニスタン邦人等輸送事案が初である。

かになり、政府専用機の使用を原則とする規定を削除することとした旨説明した³⁰。

また、本改正について防衛省は、「民間機と同型の政府専用機を使用すべきかの判断が不要となり、予想される危険を避けるための方策について、当初から輸送機の使用という自衛隊ならではの能力を生かした方策を講じた上での派遣を前提とした検討を行うことができる」と評し、「輸送の安全」要件の改正と併せて、海外における多様な緊急事態に対し、より迅速かつ的確な判断が可能となる旨答弁した³¹。この点、2022年4月22日の新たな運用指針においては、輸送のために使用することが想定される航空機、船舶又は車両の特性を踏まえた効果的な輸送要領について平素から検討しつつ、緊急事態に際しては、最適な輸送手段を一層柔軟に選択し、迅速な派遣に努める旨が記された（資料3参照）。

（４）在アフガニスタン邦人等輸送事案における政府の対応等

これまで紹介してきた法改正の内容に係る議論に加えて、第208回国会では、2021年8月に実施された在アフガニスタン邦人等輸送事案において、出国を希望していた日本国大使館及びJICAの現地職員（外国人）等を自衛隊機により退避させることができなかったことをめぐり、当時の政府による対応の是非等が繰り返し議論された³²。

自衛隊機の派遣に係る政府の決断が遅れたことが原因ではないかとの指摘に対し、岸信夫防衛大臣は、「政府としては、事態が刻一刻と変化していく当時の状況下において、可能な限りの対応を行った」との認識を示すとともに、「邦人の退避という最重要な目標は達成しており、政権としての決断が遅れたとの指摘は当たらない」と反論した³³。

また、他国がアフガニスタンから多数の希望者を退避させたにも関わらず、なぜ日本にはそれができなかったのかとの指摘もなされた。鈴木貴子外務副大臣は、「日本以外の各国の対応については、アフガニスタンに軍を派遣し、カブール国際空港に軍用機を離着陸させた実績があるか否かを含め、異なる事情があるために、一概に、また単純に比較することが適切ではない」との見解を示した³⁴。

このほか、先述のとおり2013年1月の在アルジェリア邦人等輸送事案の後に政府が検証委員会を設置して対応等について検証を実施したことから、今回も政府として検証のための組織を立ち上げるべきではないかとの指摘が相次いだ。木原誠二内閣官房副長官は、全ての邦人退避事案に関して検証委員会を立ち上げているものではなく、事案の検証については当該事案の性質等を総合的に勘案して実施するか否かを決定してきているとした上で、在アフガニスタン邦人等輸送事案の経験等も踏まえ、政府として不断の検討を行う中で、政府内の更なる連携強化、意思決定の迅速化等に努めていると述べた³⁵。

³⁰ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号3頁（2022.3.15）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

³¹ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号2頁（2022.3.15）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

³² 在アフガニスタン邦人等輸送事案における政府の対応の詳細については、前掲注1の論稿を参照されたい。

³³ 第208回国会衆議院本会議録第9号3頁（2022.3.8）

³⁴ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号21～22頁（2022.3.15）

³⁵ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第2号9頁（2022.3.10）

(5) 在外邦人等の保護措置（自衛隊法第84条の3）との関係

在アフガニスタン邦人等の退避策を政府部内で検討する過程で、自衛隊法第84条の3の規定に基づく在外邦人等の保護措置を適用することを検討していたのかとの点も問われた。防衛省は、現地で退避オペレーションを行っていた米国を始めとする他国との調整も踏まえ、空港までの移動は在外邦人等の保護措置ではなく日本政府が個別に支援するとともに、空港から周辺国への移動については自衛隊機による在外邦人等の輸送を実施することとしたと説明し、在外邦人等の保護措置を実施することは予定していなかった旨答弁した³⁶。

これに関連して、外国における緊急事態への対応を在外邦人等の「輸送」として行うか「保護措置」として行うかの判断基準などについても問われた。防衛省は、外国における緊急事態に際し、邦人保護のために自衛隊を派遣する必要がある場合には、外務大臣と防衛大臣が緊密に連携し、領域国における在外邦人の安全確保の見込み、予想される危険や輸送の態様、領域国の同意の状況などを総合的に勘案して検討し、「輸送」又は「保護措置」のいずれの措置を行うことが適切かを判断すると答弁した³⁷。その上で、在外邦人等の輸送を行う場合であって、万が一、派遣された自衛隊の部隊等が邦人と合流する前に現地の情勢等が急速に悪化し、警護、救出等の措置を行うことが必要となった場合において、在外邦人等の保護措置を行う要件（自衛隊法第84条の3第1項各号に規定する要件）³⁸を満たしているときは、行動の根拠を在外邦人等の保護措置とした上で、その時点から自衛隊の部隊等に当該保護措置を行わせることが可能であるとの見解を示した³⁹。

(6) 派遣先国の同意

国際法上、一般に、自衛隊を他国の領域に派遣する際には、派遣先国の同意を得る必要がある⁴⁰。このため、自衛隊が在外邦人等の輸送を実施する際には、国際法上、派遣先国の同意が必要となる⁴¹。

他方、加藤勝信官房長官は2021年8月23日の記者会見において、「現在のアフガニスタンのような例外的な状況において、緊急的な措置として人道上の必要性から安全が確保されている状況で自国民等の退避のために輸送するものであり、仮に明確な同意が取れていないとしても国際法上の問題はない」旨述べた⁴²。これを受け、在アフガニスタン邦人等輸送を行うに当たって、黙示的に同意が取れているとみなしたのかとの点が問われた。林芳正外務大臣は、「運用上も国際法上も問題が生じないように、関係し得る当事者の同意を得るために意思疎通を図ったことにより、当時のような状況においては、国際法上の問題が生

³⁶ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号（2022.4.12）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

³⁷ 同上

³⁸ 前掲注20参照

³⁹ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号（2022.4.12）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

⁴⁰ 第208回国会衆議院本会議録第9号7頁（2022.3.8）林芳正外務大臣答弁等

⁴¹ 第185回国会衆議院安全保障委員会会議録第2号7頁（2013.10.31）小野寺五典防衛大臣答弁等。他方、自衛隊法第84条の4には派遣先国の同意を要する旨が明記されていないが、これは、自衛隊法において基本的に国際法上の要件について積極的かつ網羅的に条文に書き込まないとの体系を取っているためであるとされる（第208回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号4頁（2022.3.15）岸信夫防衛大臣答弁）。

⁴² 首相官邸ホームページ〈https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202108/23_a.html〉（2022.6.21最終アクセス）

じない状況となった」、「本件輸送は、当時の例外的な状況において、人道上の必要性から、輸送の安全が確保されている状況で行った緊急的な措置であった点からも、本件輸送は国際法上問題なかった」旨の見解を示した⁴³。

4. おわりに

以上、本稿において自衛隊による在外邦人等の輸送に係る法整備の経緯、第208回国会における法改正の内容及び国会論議について概観・紹介してきた。最後に、現下の安全保障環境に鑑み、今後の課題の一つとして考えられる、日本周辺地域における緊急事態に際しての在外邦人等の退避活動の在り方についても触れておきたい。

第208回国会においては、台湾周辺における中国による軍事活動の活発化により、中台間の軍事的緊張が高まる可能性も否定できない状況となっている⁴⁴ことを踏まえ、台湾海峡をめぐる緊急事態における在外邦人等の退避を含めた日本の対応策について繰り返し質された。これに対し政府側は、「仮定の質問に答えることは差し控える」、「台湾をめぐる問題について、対話により平和的に解決されることを期待する」旨を繰り返し、具体的措置に言及しなかったが、その中で岸信夫防衛大臣が一般論と断った上ではあるものの「重要影響事態に際し、自衛隊は、事態に対処する米軍等に対する補給、輸送といった後方支援や、捜索、救援、救助活動を実施することが可能である」旨の見解を示した⁴⁵ことが注目される。

重要影響事態（そのまま放置すれば日本に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態）⁴⁶においては、自衛隊が在外邦人等の輸送を実施しなければならない状況が生ずることが想定される。また、米軍等の部隊が、事態の收拾等を図るために行う活動の一環として戦闘行為を伴う活動を実施するに先立ち、当該活動が予測される地域に所在する非戦闘員への被害を防止し、また、当該活動の実施に支障が生じないように、非戦闘員を退避させるための活動をあらかじめ行うことが想定される。この点、2015年4月の日米安全保障協議委員会です承された現行の「日米防衛協力のための指針」においては、「日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」における協力分野の一つとして「非戦闘員を退避させるための活動」に際しての協力、平時からの調整の実施等が明記されており、自衛隊と米軍等がともに連携・分担して非戦闘員の輸送等に当たることも想定される。

以上を踏まえれば、日本と米国等との間で、日本周辺地域における緊急事態に際しての在外邦人等の退避活動についての計画・検討が今後も進められていくものと思われる。国会においても、自衛隊単独の在外邦人等の退避活動のみならず、諸外国と連携した非戦闘員退避活動の在り方などについて議論が深まることが期待される。

(いまい かずまさ、おくり まさふみ)

⁴³ 第208回国会衆議院本会議録第9号7頁（2022.3.8）

⁴⁴ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号21頁（2022.3.24）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

⁴⁵ 第208回国会衆議院予算委員会会議録第2号14頁（2022.1.24）

⁴⁶ 詳細は、笹本浩・桑山直樹「他国軍隊に対する後方支援法制—周辺事態安全確保法改正案・国際平和支援法案—」『立法と調査』No. 366（2015.7）34～41頁及び同「後方支援法制に関する国会論議—周辺事態安全確保法改正案・国際平和支援法案—」『立法と調査』No. 372（2015.12）47～58頁を参照されたい。

【資料1】在外邦人等の輸送に係る法整備の主な経緯

1992年3月 法案国会提出（閣法）	<table border="1"> <tr><td>輸送安全要件</td><td>なし</td></tr> <tr><td>輸送対象者</td><td>邦人＋外国人（余席利用）</td></tr> <tr><td>輸送手段</td><td>航空機</td></tr> <tr><td>武器使用権限</td><td>なし</td></tr> </table>	輸送安全要件	なし	輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）	輸送手段	航空機	武器使用権限	なし		
輸送安全要件	なし										
輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）										
輸送手段	航空機										
武器使用権限	なし										
<p>→1993年6月 廃案（衆議院解散）</p> <p>【背景】政府専用機の防衛庁への所属替え及び使用目的の決定</p>											
1993年11月 法案国会提出（閣法）	<table border="1"> <tr><td>輸送安全要件</td><td>あり（※1）</td></tr> <tr><td>輸送対象者</td><td>邦人＋外国人（余席利用）</td></tr> <tr><td>輸送手段</td><td>政府専用機が原則（※1） （輸送機も選択可）</td></tr> <tr><td>武器使用権限</td><td>なし</td></tr> </table>	輸送安全要件	あり（※1）	輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）	輸送手段	政府専用機が原則（※1） （輸送機も選択可）	武器使用権限	なし		
輸送安全要件	あり（※1）										
輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）										
輸送手段	政府専用機が原則（※1） （輸送機も選択可）										
武器使用権限	なし										
<p>→1994年11月法整備</p> <p>※1 国会審議及び連立与党内の調整を踏まえ、輸送の安全要件（安全が確保されていると認めるときに輸送を実施）に係る規定及び政府専用機の使用を原則（輸送機も選択可）とする規定を法文に追加</p>											
1998年4月 法案国会提出（閣法）	<table border="1"> <tr><td>輸送安全要件</td><td>あり</td></tr> <tr><td>輸送対象者</td><td>邦人＋外国人（余席利用）</td></tr> <tr><td>輸送手段</td><td>政府専用機が原則 （輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ</td></tr> <tr><td>武器使用権限</td><td>あり（自己保存型）</td></tr> </table>	輸送安全要件	あり	輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）	輸送手段	政府専用機が原則 （輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ	武器使用権限	あり（自己保存型）		
輸送安全要件	あり										
輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）										
輸送手段	政府専用機が原則 （輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ										
武器使用権限	あり（自己保存型）										
<p>→1999年5月法改正</p> <p>【背景】北朝鮮核危機、台湾海峡危機等を踏まえた緊急事態対応策の検討及び日米防衛協力のための指針の実効性確保</p>											
2006年6月 法案国会提出（閣法）	<table border="1"> <tr><td>本来任務化（※2）</td><td></td></tr> <tr><td>輸送安全要件</td><td>あり</td></tr> <tr><td>輸送対象者</td><td>邦人＋外国人（余席利用）</td></tr> <tr><td>輸送手段</td><td>政府専用機が原則（輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ</td></tr> <tr><td>武器使用権限</td><td>あり（自己保存型）</td></tr> </table>	本来任務化（※2）		輸送安全要件	あり	輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）	輸送手段	政府専用機が原則（輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ	武器使用権限	あり（自己保存型）
本来任務化（※2）											
輸送安全要件	あり										
輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用）										
輸送手段	政府専用機が原則（輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ										
武器使用権限	あり（自己保存型）										
<p>→2007年1月法改正</p> <p>※2 防衛庁の省移行及び国際平和協力活動等の本来任務化に併せ、在外邦人等の輸送に係る規定を自衛隊の行動及び権限を規定する章に移行</p>											
2013年4月 法案国会提出（閣法）	<table border="1"> <tr><td>本来任務</td><td></td></tr> <tr><td>輸送安全要件</td><td>あり（※3）</td></tr> <tr><td>輸送対象者</td><td>邦人＋外国人（余席利用） 輸送の実施に必要な者（政府職員等） 早期の面会・同行が適当と認められる者（家族等）</td></tr> <tr><td>輸送手段</td><td>政府専用機が原則（輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ 車両</td></tr> <tr><td>武器使用権限</td><td>あり（自己保存型）（※4）</td></tr> </table>	本来任務		輸送安全要件	あり（※3）	輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用） 輸送の実施に必要な者（政府職員等） 早期の面会・同行が適当と認められる者（家族等）	輸送手段	政府専用機が原則（輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ 車両	武器使用権限	あり（自己保存型）（※4）
本来任務											
輸送安全要件	あり（※3）										
輸送対象者	邦人＋外国人（余席利用） 輸送の実施に必要な者（政府職員等） 早期の面会・同行が適当と認められる者（家族等）										
輸送手段	政府専用機が原則（輸送機も選択可） 船舶・船舶搭載ヘリ 車両										
武器使用権限	あり（自己保存型）（※4）										
<p>→2013年11月法改正</p> <p>【背景】在アルジェリア邦人等輸送</p> <p>※3 外務・防衛両大臣が輸送において予想される危険を回避するための方策を協議し、輸送を安全に実施できると認めることが輸送の前提とされた。</p> <p>※4 輸送対象者の拡大及び車両による輸送の追加に伴う防護対象者を追加するとともに、武器を使用できる場所の範囲を拡大。</p>											
2022年2月 法案国会提出（閣法）	<table border="1"> <tr><td>本来任務</td><td></td></tr> <tr><td>輸送安全要件</td><td>あり（※5）</td></tr> <tr><td>輸送対象者</td><td>邦人（邦人の配偶者・子、在外公館等の現地職員である外国人を含む。） その他の外国人（余席利用） 輸送の実施に必要な者（政府職員等） 早期の面会・同行が適当と認められる者（家族等）</td></tr> <tr><td>輸送手段</td><td>航空機又は船舶・船舶搭載ヘリ（政府専用機の使用を原則とする規定を削除） 車両</td></tr> <tr><td>武器使用権限</td><td>あり（自己保存型）</td></tr> </table>	本来任務		輸送安全要件	あり（※5）	輸送対象者	邦人（邦人の配偶者・子、在外公館等の現地職員である外国人を含む。） その他の外国人（余席利用） 輸送の実施に必要な者（政府職員等） 早期の面会・同行が適当と認められる者（家族等）	輸送手段	航空機又は船舶・船舶搭載ヘリ（政府専用機の使用を原則とする規定を削除） 車両	武器使用権限	あり（自己保存型）
本来任務											
輸送安全要件	あり（※5）										
輸送対象者	邦人（邦人の配偶者・子、在外公館等の現地職員である外国人を含む。） その他の外国人（余席利用） 輸送の実施に必要な者（政府職員等） 早期の面会・同行が適当と認められる者（家族等）										
輸送手段	航空機又は船舶・船舶搭載ヘリ（政府専用機の使用を原則とする規定を削除） 車両										
武器使用権限	あり（自己保存型）										
<p>→2022年4月法改正</p> <p>【背景】在アフガニスタン邦人等輸送</p> <p>※5 外務・防衛両大臣が輸送において予想される危険を回避するための方策を協議し、当該方策を講ずることができると認めることが輸送の前提とされた。</p>											

（注1） は法改正が行われた項目である。

（注2） 2007年1月及び2016年3月の法改正においては上記各項目に係る改正は行われていない。

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

【資料3】在外邦人等の輸送に係る各閣議決定（運用指針）の比較

	1993年11月5日閣議決定	1999年5月28日閣議決定	2013年11月29日閣議決定	2022年4月22日閣議決定
在外邦人等の輸送の位置付け	1 政府としては、緊急時における在外邦人等の保護について、在外公館の情報収集の強化や民間との連携を含む総合的な危機管理対策の一層の充実を図るとし、当該対策の一層の充実を図るとし、当該対策の一層の充実を図るとし、自衛隊の航空機による在外邦人等の輸送を実施するものとする。	1 政府としては、緊急時における在外邦人等の保護について、引き続き、在外公館の情報収集の強化や民間との連携を含む総合的な危機管理対策の一層の充実を図るとし、当該対策の一層の充実を図るとし、自衛隊の航空機及び船舶による在外邦人等の輸送を実施するものとする。	1 政府としては、緊急時における在外邦人等の保護について、平成25年1月に発生したエボラウイルス感染症に対する予防事件による国際貢献の強化に鑑み、我が国に在る在外邦人等の輸送に際しては、我が国と同等の輸送を行うに当たっては、自衛隊の航空機による在外邦人等の輸送を実施するものとする。	1 政府としては、緊急時における在外邦人等の輸送に際しては、令和3年8月に実施したエボラウイルス感染症に対する予防事件による国際貢献の強化に鑑み、我が国と同等の輸送を行うに当たっては、自衛隊の航空機による在外邦人等の輸送を実施するものとする。
平素からの情報収集	(規定なし)	(規定なし)	2 今後の在外邦人等の輸送の実施に備え、平素から、輸送拠点や輸送経路の使用可能性等について、情報の収集に努めるものとする。	2 今後の在外邦人等の輸送の実施に備え、平素から、輸送拠点や輸送経路の使用可能性等について、情報の収集に努めるものとする。
輸送の安全	2 在外邦人等の把握に留意努め、派遣先国の空港及び航空機の飛行経路において、在外邦人等の輸送のため使用される航空機が確保されない場合は、当該輸送を実施しないものとする。	2 在外邦人等の把握に留意努め、派遣先国の空港及び航空機の飛行経路において、在外邦人等の輸送のため使用される航空機が確保されない場合は、当該輸送を実施しないものとする。	3 在外邦人等の輸送の実施に当たっては、派遣先国の空港、輸送経路等に關する情報の収集に努めるとともに、これらに關する情報収集に現地に駐在する自衛隊の航空機及び船舶による輸送を行うこととする。	4 従来、在外邦人等の輸送は、防衛大臣が当該輸送を安全に実施することができると認めるときに実施してきており、具体的には、輸送において予想される危険に際しては、例えば、当事国又は第三国の管制・保安による飛行機の機能の維持、当事国又は第三国の管制・保安による飛行機内における乗客の統制、我が国の情報収集や関係国との調整を踏まえた輸送方法の選択（チャーター、フレア、防護隊等の自己防護装置の使用を含む。）等の方策を講じた上で輸送を実施してきた。
準備行為の実施	(規定なし)	3 在外邦人等の輸送を実施する可能性があり、緊急事態発生後本邦から出発した際には当該輸送の任務を適切に実施し得ない可能性があることと認められる場合には、防衛庁長官は、外務大臣からの依頼に基づき、当該輸送の準備行為として、自衛隊の航空機又は船舶を国外へ移動させ、当該輸送のための待機を行うものとする。	4 在外邦人等の輸送を実施する可能性があり、当該本邦から出発した際には在外邦人等の輸送の任務を適切に実施し得ない可能性があることと認められる場合には、防衛大臣は、外務大臣からの依頼に基づき、当該在外邦人等の輸送の準備行為として、自衛隊の航空機又は船舶を国外へ移動させ、当該輸送のための待機を行うものとする。	5 在外邦人等の輸送を実施する可能性があり、当該本邦から出発した際には在外邦人等の輸送の任務を適切に実施し得ない可能性があることと認められる場合には、防衛大臣は、外務大臣からの依頼に基づき、当該在外邦人等の輸送の準備行為として、自衛隊の航空機又は船舶を国外へ移動させ、当該輸送のための待機を行うものとする。
輸送の実施に当たっての閣議決定	3 在外邦人等の輸送の実施に当たっては、当該輸送を行うこととなった具体的な緊急事態の状況（派遣先国の状況等）、輸送の態様（派遣先国の状況等）、輸送の態様（派遣先国の状況等）、必要に応じて、自衛隊の航空機の派遣について閣議の決定を行うこととする。	4 在外邦人等の輸送の実施に当たっては、当該輸送を行うこととなった具体的な緊急事態の状況（派遣先国の状況等）、輸送の態様（派遣先国の状況等）、必要に応じて、自衛隊の航空機の派遣について閣議の決定を行うこととする。	5 在外邦人等の輸送の実施に当たっては、当該輸送を行うこととなった具体的な緊急事態の状況（派遣先国の状況等）、輸送の態様（派遣先国の状況等）、必要に応じて、自衛隊の航空機の派遣について閣議の決定を行うこととする。	(規定なし)

輸送アセット	1993年11月5日閣議決定	1999年5月28日閣議決定	2013年11月29日閣議決定	2022年4月22日閣議決定
輸送アセット	4 自衛隊法第100条の8第2項により、在外邦人等の輸送は、同法第100条の5第2項の規定により保有する航空機により行うことを原則とするが、在外邦人等の輸送に際して使用する空母施設の状態その他具体的な状況に応じて適切な輸送をすることを認められるときは、これにより他の輸送の用に主として供することとし、当該航空機は当該輸送に適用される航空機として扱われる場合においても、戦闘機は使用しない。	5 自衛隊法第100条の8第2項により、在外邦人等の輸送は、同法第100条の5第2項の規定により保有する航空機により行うことを原則とするが、在外邦人等の輸送に際して使用する空母施設の状態その他具体的な状況に応じて適切な輸送をすることを認められるときは、これにより他の輸送の用に主として供することとし、当該航空機は当該輸送に適用される航空機として扱われる場合においても、戦闘機は使用しない。	6 使用航空機の選択は、現地の輸送拠点、輸送経路、輸送の要する業務の内容その他の諸条件に照らし、自衛隊法第84条の3第2項及び第3項の規定に符い、在外邦人等の輸送を安全に実施するために必要かつ適切なものとする。	3 緊急事態における輸送機の有用性を勘案し、在外邦人等の輸送において政府専用機の使用を原則とする規定が廃止されたことを踏まえ、輸送のために使用するものが想定される航空機、船舶又は車両（以下「使用航空機等」という。）の特性を踏まえたとともに、緊急事態に際しては、最速な輸送手段を一層柔軟に選択し、迅速な派遣に努めるものとする。
要員の構成・人員数	5 在外邦人等の輸送を実施する要員の構成及び人員数は、緊急事態に際して生命等の輸送のみを自衛隊の航空機により行うことを踏まえ、当該輸送の具体的な態様等に応じた、適切かつ必要最小限のものとする。	6 在外邦人等の輸送を実施する要員の構成及び人員数は、自衛隊法第100条の8が、緊急事態に際して生命等の輸送を要する在外邦人等の輸送のみを自衛隊の航空機又は船舶により行うことを踏まえ、当該輸送の具体的な態様等に応じた、適切かつ必要最小限のものとする。	(規定なし)	(規定なし)
機行武器	6 在外邦人等の輸送のため使用される航空機の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないこととし、戦闘機による輸送を行うこととはならない。また、派遣先国内において、在外邦人等の生命、身体、武器、当該輸送に係る航空機等を防護する手段として物を破壊することを目論む行為をいふ。以下同じ。)を機行し、使用することはない。他方、在外邦人等の輸送のために使用される自衛隊の航空機内における不測の事態に備えて自衛隊法第96条に基づき業務官等が機行する武器は、拳銃に限るものとする。	7 使用航空機の安全が確保されない場合においては、当該輸送を実施しないこととはならない。また、派遣先国内において、在外邦人等の生命、身体、武器、当該輸送に係る航空機等を防護する手段として物を破壊することを目論む行為をいふ。以下同じ。)は、拳銃、小銃又は機関銃に限るものとする。また、自衛隊法第100条の8第3項に基づき業務官等が機行する武器は、拳銃、小銃又は機関銃に限るものとする。	(6)の続き)また、在外邦人等の輸送を実施する自衛隊が機行する武器は、これらの諸条件に照らし、及び同法の関連規定の範囲内で、必要かつ適切なものとし、車両が加わり陸上輸送を要する場合には、不測の事態において航空機又は船舶による場合と異なる危険を考慮しつつこれを避ける方策を踏まえ、輸送対象者、輸送の態様に従事する自衛官等の生命又は身体を防護するために必要かつ適切なものとする。	6 在外邦人等の輸送を実施する自衛隊が機行する武器は、現地の輸送拠点、輸送経路、輸送の要する業務の内容その他の諸条件に照らし、及び自衛隊法の関連規定の範囲内で、必要かつ適切なものとする。
主たる輸送対象者	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)	7 自衛隊法第84条の4第1項に規定する邦人及び同項に規定する邦人については、在外公館において平常からの把握に努めるとともに、輸送の実施に当たっては、関係省庁が連携して現地に於ける邦人、出入国手続、我が国への入国後の処遇の検討等を行うものとする。
外国人の輸送	7 在外邦人等の輸送を実施する自衛隊の航空機は、同法第100条の8第2項の規定により保有する航空機により行うことを原則とするが、在外邦人等の輸送に際して使用する空母施設の状態その他具体的な状況に応じて適切な輸送をすることを認められるときは、これにより他の輸送の用に主として供することとし、当該航空機は当該輸送に適用される航空機として扱われる場合においても、戦闘機は使用しない。	8 使用航空機等へ同乗させることができる外国人は、人道的地域から邦人と同じような状況の下で退避が必要とされ、他に救出手段がなく、当該外国人の属する国の政府から我が国に対して、当該外国人の輸送につき要請があることを踏まえ、当該輸送を実施する。	7 使用航空機等へ同乗させることができる外国人は、人道的地域から邦人と同じような状況の下で退避が必要とされ、他に救出手段がなく、当該外国人の属する国の政府から我が国に対して、当該外国人の輸送につき要請があることを踏まえ、当該輸送を実施する。	7 使用航空機等へ同乗させることができる外国人は、人道的地域から邦人と同じような状況の下で退避が必要とされ、他に救出手段がなく、当該外国人の属する国の政府から我が国に対して、当該外国人の輸送につき要請があることを踏まえ、当該輸送を実施する。

※下線部は前閣議決定からの変更点。
(出所) 各閣議決定を基に筆者作成